

議案第48号 大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
制定について

それでは、議案第48号 大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、タブレット配信資料に基づき、御説明申し上げます。

今回の改正内容は、「賦課限度額及び軽減判定所得の変更について」、「退職者医療制度の廃止について」です。

資料の2ページをお願いします。

1点目の「賦課限度額及び軽減判定所得の変更について」ですが、(1)改正理由は、「令和6年度税制改正の大綱」において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令の一部が改正されました。ついては、大津市国民健康保険についても同様の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものです。(2)改正内容は、国民健康保険の保険料の後期高齢者支援金等賦課分に係る賦課限度額を22万円から24

万円に引き上げるとともに、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得の基となる所得判定基準額を引き上げるものです。

3ページをお願いします。

このページは厚生労働省が作成した資料です。参考にしていただければと思います。

なお、賦課限度額の見直しについては、資料の「2制度の内容」の右側【改正後】の箇所に赤字で記載しているように、今回の賦課限度額の見直しは中間所得層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険料の見直しを可能とするものです。

4ページをお願いします。

(1)は賦課限度額の見直しの改正内容です。黄色で着色している部分が今回の改正部分で、後期高齢者支援金等賦課分に係る賦課限度額が22万円から24万円に引き上げとなります。(2)は今回の改正により影響がある世帯の見込みで、令和6年1月時点で約600世帯の見込みです。(3)は保険料収入に影響を与える額の見込みで、約1,100万円の増収となる見込みです。(4)施行期日は令和6年4月1日です。

5ページをお願いします。

(1)は軽減判定所得の見直しの改正内容です。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗じる金額を

29万円から29万5千円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗じる金額を53万5千円から54万円5千円に引き上げるものです。(2)は今回の改正により影響がある世帯の見込みで、新たに軽減の対象となる世帯は、約180世帯の見込みです。

6ページをお願いします。

(3)は保険料収入に影響を与える額の見込みで、約600万円の減収となる見込みです。(4)は所得判定基準額による軽減の実績で、令和3年度から令和5年度までの7割、5割、2割軽減の実績です。なお、令和5年度については、令和5年7月末日現在の実績です。(5)施行期日は令和6年4月1日です。

7ページをお願いします。

2点目の「退職者医療制度の廃止について」ですが、(1)改正理由は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年4月から退職者医療制度が廃止されること等を踏まえ、条例の一部を改正するものです。(2)改正内容は、条例第13条の2から第13条の4の2及び第13条の5の6から第13条の5の9までを削除し、その他所要の改正を行うものです。(3)の施行期日は、令和6年4月1日です。

8ページ以降は、今回の条例改正に係る部分の新旧対照表です。参考にしていただければと思います。

以上で、議案第48号 大津市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定についての説明といたします。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。